

# 令和3年10月定例農業委員会 会議録

令和3年10月8日（金）

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 挨 拶

### 3. 議 事

- ・ 議案第1号 空き家に付随した農地の別段の面積の設定について
- ・ 議案第2号 非農地証明願について
- ・ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）

### 4. 報 告

- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について

### 5. その他

### 6. 閉 会

○事務局 お待たせいたしました。それでは時間となりましたので、令和3年10月農業委員会総会を開催させていただきます。

開催前に本日は資料が多くなっておりますので、資料の確認を今一度お願いいたします。まず初めに先ほどご利用いただきました研修会資料。そのあと議案書、議案書の位置図、別紙調査書はございますか。それとこの後説明をさせていただきますが、農地利用状況調査資料といたしまして、赤いピンクの紙ファイルと大きな封筒の中に写真入りの地図、それと調査用の板を添えさせていただいております。あとちょっと大きさが小さくて誠に申し訳ないんですが紙袋をつけさせていただいております。また板の下には全国農業新聞のパンフレットと、10月1日の全国農業新聞の開いていただいて裏面になるんですが、橋本市農業委員会が紹介された記事がありましたので、皆様のお手元に配布をさせていただいております。こちらもまたお目通しをいただいでご確認いただけますようお願いを申し上げます。

それでは会議の方を続けさせていただきます。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本日の出席委員数についてご報告申し上げます。農業委員11名中11名全員の出席があり、現に在任する委員の過半数が出席をしておりますので本日の総会は成立していることをご報告させていただきます。なお大上推進委員より欠席の連絡がございました。

また新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、円滑な議事進行にご理解ご協力を賜りますようお願いをいたします。

それでは総会開会にあたり事務局よりごあいさつを申し上げます。

○事務局長補佐 はい。皆さん改めましておはようございます。事務局の三浦と申します。本日は忙しい中、秋の収穫のさなかですけどもご出席いただきましたことにありがとうございます。

本日研修会を20分ぐらいですかね、かけてあったんですけども、本来なら振興局に皆さん集まっていたいで一日かけて行う資料の一部でございます。当然20分でご理解いただくというのはまだまだ難しいかと思っておりますので、できるだけ事務局としましてはもっとわかりやすいような形で少しずつ資料提供という形で皆さん研鑽いただけるような、ちょっと努力をしていきたいというふうに考えております。これだけではしんどいかなというふうに正直思っておりました。

それからですねもう一つ、会議の一番最後にですけども利用状況調査といたしまして農地調査のご案内また差し上げると思っています。皆さんお忙しい中それからやれやれと思ってる方もいらっしゃるかもしれませんが、今後少しちょっとご協力いただきまして農地の荒れ具合の調査というのを行っていただきたいということで、お願い申し上げます。

それから10月1日から農業委員会の方に利用状況調査の関係で1名、会計年度任用職員といたしまして臨時の職員さんが張りついております。ご紹介させていただきます。中西光美といたします。よろしく申し上げます。どうぞ。はい。

○中西 今課長に紹介していただきました中西光美と申します。約半年ぐらいになると思いますが、皆様よろしくお願ひいたします。

○事務局長補佐 はい。よろしくお願いします。利用状況調査の担当になりますのでこの後説明後、利用状況調査等で地域を周っているとときに質問等ございましたら中西の方まで、または事務局の方によりしくお願いいたします。以上すいません、いろいろ連絡事項もあったんですが簡単ですが開会の挨拶させていただきます。よろしくお願いします。

○事務局 本日の付議事項に係る議案につきましては、皆様のお手元に配布をさせていただいております。事業の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定に池田会長にお願いをします。以後池田会長におかれましては議事の進行をお願いいたします。

○池田会長 皆さん、おはようございます。ただいまから会議に入ります。議案の進行に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。橋本市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号7番大西敏夫委員、議席番号8番田中里美委員の2名を指名します。また書記には事務局職員を指名します。よろしくお願いいたします。

○議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は提出議案5件、報告事項1件です。議案第1号空き家に付随した農地の別段面積の設定についてを議題といたします。事務局の提案説明を求めます。よろしくお願いします。

○事務局 はい。議案第1号空き家に付随した農地の別段面積の設定についてご説明をいたします。まず空き家に付随した農地についてご説明をします。農地を取得する場合は取得しようとする面積と合わせて下限面積20アールを超えなければならないとされておりますが、橋本市空き家バンクまたは和歌山空き家バンク登録物件に付随してある農地につきましては、登録物件に入居と同時に付随した農地を取得するのであれば、特例により下限面積を0.01aに引き下げることについてご審議いただくものとなります。

なお、本案件は橋本市空き家バンクへの登録が確認できており、下限面積指定要件を満たしているものと判断されます。

議案書及び位置図の空-1をご覧ください。橋本市空き家に付随する農地登録申請のありました橋本市隅田町山内・・・に付随する農地橋本市隅田町山内・・・、・・・m<sup>2</sup>、地目畑について審議を求めるものです。なお農業委員による意見書の確認印は釜谷委員にいただいております。総合意見につきましては、問題なしとされる意見書が提出されております。

ご説明は以上となります。後程関係の追加説明をもらった上でご審議をお願いいたします。以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地域において調査をしていただいております。担当委員により調査結果の報告をお願いします。釜谷委員、お願いいたします。

○釜谷委員 おはようございます。釜谷です。先日来現地確認に行ってきました。現地はですね空き家になっておりましてその隣、その隣に・・・となっております。現況ですが荒地です。草が生えて荒地となっておりますけども畑にするには何ら問題がない、こ

うと思います。この面積についてですね、申請になったところに問い合わせたんですけども、本人はもう家を離れて広島に住んでると。空き家バンクに出しておるということで、この土地を買えばですね、隣にある畑、庭みたいな畑ですけど、これは十分畑として使えるとこういう判断しております。問題ないと思います。

○議長 はい。ありがとうございました。以上で議案第1号の説明及び報告が終わりました。これより質疑に移りたいと思います。質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

はい。質疑はありませんので、議案第1号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第1号について許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。異議なしと認め、本件を許可することに決定をします。

議案第2号、非農地証明願についてを議題とします。事務局の提案説明を求めたいと思います。

○事務局 はい。議案第2号、非農地証明願についてご説明をいたします。非農地証明は農地法が施行される前、昭和24年10月以前から農地がすでに農地以外のものになっている場合や、昭和27年以降何らかの原因で非農地に転用した土地で20年以上が経過し周囲の状況から判断して将来的にも農地として使用することが困難であり、また農地転用行政上も支障がないと認められる場合に所有者が申し出を行い、当該証明を発行するものとなっております。議案書及び位置図の非-1ページをご覧ください。提出番号1番、申請地は橋本市妻・・・、台帳地目田、現況雑種地となります。当該地は建物の用に共されておりましたが、昭和53年に取り壊されその時点で一緒に地目変更を行うべきでしたが、更地となって現在に至っております。農業委員による意見書の確認印は畑委員にいただいておりますが、総合意見として問題ないと意見をちょうだいしております。

説明は以上です。のちほど関係委員の追加説明もらった上でご審議をお願いいたします。以上です。

○議長 ただいま事務局からの説明がありましたが地域において調査をしていただいております。担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。畑委員、よろしく申し上げます。

○畑委員 畑です。現地調査並びにですね、現在まだ建物登記が残っております、これは滅失登記をする予定になってるんでそれから以前より宅地として利用していたということで、これは、問題はないと思います。皆さんご存じかと思うのですが橋本市の橋本音頭の中にもある妻の森というお堂の隣です。あの、私もよく知ってますけれども、60年ほど前から全然、利用されておりました。それだけ報告させていただいて、問題ないかと思っております。以上です。

○議長 ありがとうございます。以上で議案第2号の説明及び報告が終わりました。これより質疑に移りたいと思います。質問ご意見がございましたらお願いいたします。

○廣田委員 10番の廣田でございます。農地でなくなった時の時期及び理由のついで

ところに、昭和53年前より宅地の残地ってなってますが、宅地の残地やったら宅地と違うんでしょうか、その辺どのように解釈したらいいかちょっと教えて欲しいと思います。

○事務局 はい。議案書第2号の非農地証明願について農地でなくなった年月及び理由についてですが、こちらの昭和53年以前より宅地残地でございますが、宅地残地ではなくてまず昭和53年に取り壊した後、そのまま置いておったというふうにご理解いただければと、ちょっとこの表記に問題ありますのでこちらちょっと訂正させていただきます。

○廣田委員 はいわかりました。私の方からは以上です。

○議長 はい。他に何かご質問ありませんでしょうか。

(質疑なし)

はい。質疑がありませんので、議案第2号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第2号について許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。ご異議なしのお声をいただいたので異議なしと認め、本件は許可することに決定いたします。

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局 はい。議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明をいたします。

農地法第3条の規定による農地の所有権移転申請のありました譲渡人、公益財団法人和歌山県農業公社、譲受人、・・・さん外4件の許可の可否についてご審議を求めます。なお、議案第3号でご審議いただく5案件につきましては、農地法第3条第2項の第1号から第7号の各号には該当しないため、要件をすべて満たしているものと判断いたします。また、機械、労働力、技術、通作距離等をみても問題がないと判断いたしました。農業委員会が定める別段の面積、下限面積も超えていることから許可要件をすべて満たしていると判断されます。

議案書および位置図3-1及び別紙調査書をご覧ください。提出番号1番、橋本市高野口町名倉・・・外・・・筆、面積合計・・・㎡について。公益財団法人和歌山県農業公社から・・・さんへの特例事業、農地等売買事業による所有権移転となります。譲受人は農地約210アールを経営する農業者です。本申請は農地中間管理機構によるあっせん事業の一環となります。譲受人は農業経営の規模拡大を図るため承認願いたいということです。農業委員による意見書の確認印は池田委員にいただいておりますが、総合意見として問題ないとされております。

提出番号2番、橋本市高野口町名倉・・・、面積・・・㎡について。・・・さんから・・・さんへの所有権移転となります。譲渡人は維持管理困難による当該農地の処分のため、譲受人は規模拡大のため承認願いたいとのことです。譲渡人は本申請地を相続しておりましたが当該地等の状況をよく理解しておらず、譲受人への譲渡に至りました。先ほどと同じく譲受人は農地約210アールを経営する農業者となります。

この度提出番号1番の手続きの際、農地台帳等を整理していく上で本申請地が地続きで耕作の便利であることから、申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものとなります。農業委員による意見書の確認印は、池田委員にいただいておりますが総合意見として、隣接する同地・・・と地続きであり妥当である、とされております。

提出番号3番。橋本市山田・・・他1筆、合計面積・・・㎡について。・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転となります。譲渡人は維持管理困難による当該農地処分のために、譲受人は規模拡大のために承認願いたいということでありませぬ。譲渡人は中間管理機構に貸し付けを依頼しておりましたが、維持管理ができなくなり譲受人と売買に至りました。譲受人は農地約50アールを経営する農業者です。この度耕作の便利な申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものとなります。農業委員による意見書の確認印は佐藤委員にいただいております。また総合意見として野菜やトマトを栽培するとされております。

提出番号4番。橋本市山田・・・、面積・・・㎡について。・・・さんから・・・さんへの売買による所有権移転です。譲渡人は維持管理困難による当該農地処分のために、譲受人は規模拡大のため承認願いたいとしております。譲渡人は現在大阪府に在住しており、維持管理ができなくなり譲受人と売買に至りました。譲受人は農地約87アールを経営する農業者となります。以前から耕作をしていた申請地を譲り向け農業経営の機能拡大を図るものとなります。農業委員による意見書の確認印は佐藤委員にいただいておりますが、総合意見として問題なしとされております。

提出番号5番。橋本市恋野・・・、面積・・・㎡について。・・・さんから、・・・さんへの売買による所有権移転となります。譲渡人は譲受人の希望により当該農地処分のために、譲受人は規模拡大のために承認願いたいということです。譲渡人は経営規模の拡大のため当該農地を取得しておりましたが、譲受人の強い希望により売買に至りました。譲受人は農地約26アールを経営する農業者です。この度耕作に便利な自宅隣地の申請地を譲り受け農業経営の規模拡大を図るものとなります。農業委員による意見書の確認印は中谷委員にいただいておりますが総合意見として、適当であるとされております。

説明は以上となります。後ほど関係委員の追加説明を願ったうえでご審議をお願いいたします。以上です。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、各地域において調査を実施していただいております。担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。高野口地域、大矢推進委員お願いいたします。

○大矢推進委員 はい。おはようございます。整理番号1番、2番の案件になるんですけども、1番、13筆の部分について、もともとこの2番の譲渡人が所有していたものでございます。整理番号1番の13筆は、この春先から税法上の優遇を受けるために譲渡人は一旦公益財団法人農業公社へ渡したと。それで譲受人さんが買い取るという形を、今回取ってるわけですし、この譲渡人も親からの相続物件にありまして、・・・というのはこの・・・、・・・㎡に付随している物件でしたが、親からの相続物件で場所の確認のまだ確認をしてなかったと、地籍の面積を再度確認してまし

たら、整理番号2番の物件がこのような場所にあるのがわかりましたので、追ってこの物件を追加で入れてきたというような状況です。現在譲受人は親の代からずっと何十年にわたってこの地域について柿畑を作ってます。現状も現地に確認に行きましたらちょうど柿を取ってる時でございまして、いい柿がなつたと喜んでございましてんですけど、そういうような状況ですんで譲受人さんに買っていただいたことによつて、なおさら柿も生々としていくんかなと思いますので、1番2番の物件につきましては、何ら問題なきと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 はい、ありがとうございます。次に、山田地域、佐藤委員、よろしく申し上げます。

○佐藤委員 3番の佐藤です。譲渡人が高齢で中間管理機構へ預けてたんですけれども、耕作ができないということで。申請地のそばに住んでる譲受人は37歳ぐらいで若く無農薬の野菜を作ってるっていう感じで現役バリバリでやってました。ハウスになってたんですけれども、ハウスでトマトとか色々な野菜をつくるというふう聞いてますので、よろしく申し上げます。

次の整理番号4番の譲渡人は大阪の方で住んでいるんですけれども、地元の人に買っていただいた方がいいなっていうふうな感じだったんですけれども、耕作していた譲受人の方は作るというふうなことで、続けて作れるということで喜んでるというふうな感じで今回の申請になったということで、問題ないと私は思いました。以上でございます。

○議長 はい。ありがとうございます。次に恋野地域、中谷委員、よろしく申し上げます。

○中谷委員 4番中谷です。買主の譲受人がちょうど隣接地の農地を買い受け、野菜を栽培をしたいということでございました。本人が希望して買い受けるということでして生産意欲のあるように見受けられましたので、適当だと考えております。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。以上で議案第3号の説明及び報告が終わりました。これより質疑に移ります。質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

(質疑なし)

はい。質疑がございませんので、議案第3号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第3号について許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしの御声がありましたので異議なしと認め、本件は許可することに決定をいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の提案理由を求めます。

○事務局 はい。議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明をいたします。議案第4号でご審議いただきます9案件につきましては、現地調査により転用による著しい影響がないと判断され、申請に必要な書類がすべて添付されており転用の目的実現も確実と思われることから農地転用許可基準に照らし審査をした結果、許可要件を満たしているものと判断をいたしました。

議案書および位置図4-1、並びに別紙調査書をご覧ください。

提出番号1番。橋本市野・・・他1筆、台帳地目は畑、現況地目は休耕地、合計面積・・・㎡について。本件受人は高野町で土木工事の請負等を主な業務とする法人です。この度申請地を取得し、採石、栗石、仮設鋼材等の資材置き場として利用したいとしております。排水計画では汚水雑排水が発生せず、雨水については自然浸透とし未浸透分については申請地内にある既設排水を経て北側道路側溝に排水となっております。この件について、地元水利組合等の同意書は添付されておきませんが、同地内の推理組合の有無について区長、農業委員等に確認を行いました、確認することができず、隣接区である菖蒲谷区長の同意も必要となると考え同意を求めましたが、同区長からは必要がないと回答を得たとする経過書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地はございません。農業委員による意見書の確認印は佐藤委員にいただいております。本申請地の農地区分は、用途地域から500メートル以内の農地であることから、第二種農地と判断されます。

提出番号2番、橋本市岸上・・・。台帳地目は畑、現況地目は休耕地、面積・・・㎡について。本件受人はこの度本申請地を取得し車両2台分の駐車場として利用したいとしております。排水計画では汚水は公共下水に放流し、雨水については敷地内で集水後公共水路へ放流となっております。この件について地元区長の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地はございません。農業委員による意見書の確認印は佐藤委員にいただいております。本申請地の農地区分は用途地域内の農地であることから、第三種農地と判断されます。

提出番号3番。橋本市高野口町名古屋・・・他2筆、台帳地目は田、現況地目は休耕地、面積・・・㎡について、本件受人には太陽光発電システムの販売を主な業務とする法人となります。この度事業拡大を図るため本申請地を取得しパネル168枚、発電出力49.5キロワットの太陽光発電施設を設置したいとしております。排水計画では汚水雑排水は発生せず、雨水については西側水路へ排水となっております。この件について引きの池土地改良区の地区外証明書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地がありますが、土地所有者から同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は林委員に頂戴してしております。本申請地の農地区分は今後市街地として発展する見込みがある農地であることから、第二種農地と判断されます。

提出番号4番。橋本市高野口町伏原・・・他1筆、台帳費目は田、現況地目も田、面積・・・㎡について。本件受人は不動産の賃貸借等を主な業務とする法人です。この度事業の拡大を図るため申請地を取得し木造二階建て6棟の戸建分譲住宅を建築したいとされております。排水計画では汚水は合併浄化槽で処理後道路側溝へ放流し、雨水については敷地内で集水後公共水路へ放流となっております。この件について紀の川用水土地改良区並びに引きの池土地改良区の意見書および同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ事業経費以上の資金証明が添付さ

れております。隣接する農地がありますが申請人本人の農地となっております。農業委員による意見書の確認印は林委員にいただいております。本申請地の農地区分は今後市街地として発展する見込みがある農地であることから、第二種農地と判断されま

す。  
提出番号5番。橋本市恋野・・・他1筆、台帳地目田、現況地目田、面積・・・㎡について。本件受人はこの度本申請地を使用権設定し二階建て住宅を建築したいとしております。排水計画では汚水は合併浄化槽で浄化後雨水とともに北側既設水路へ放流となっております。この件について地元水利組合の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見込まれ、必要経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地がありますが申請人本人のものになります。農業委員による意見書の確認印は中谷委員にいただいております。本申請地の農地区分は生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

提出番号6番。橋本市矢倉脇・・・、台帳地目田、現況地目田、面積・・・㎡について、本件受人はこの度本申請地を取得し、電気資材、電気ケーブル等の資材置き場として利用したいとしております。排水計画では汚水雑排水は発生せず、雨水については南西に位置する既設水路へ放流となっております。この件について地元区長の同意書が添付されております。事業に要する経費につきましては・・・円と見積もられ、事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接する農地が4筆ありますがすべて同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は和田委員にいただいております。本申請地の農地区分は、用途地域から500メートル以内の区域内農地であることから、第二種農地と判断されます。

提出番号7番。橋本市古佐田・・・、台帳地目田、現況地目休耕地、面積・・・㎡について、本件受人は宗教法人法による宗教法人です。この度申請地を取得し、木造平屋建備品倉庫を建築したいとしております。排水計画では汚水雑排水は発生せず、雨水については南西に位置する既設水路へ放流となっております。この件について地元区長の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接農地はございません。農業委員による意見書の確認印は畑委員にいただいております。本申請地の農地区分は、用途地域内の農地であることから第三種農地と判断されます。

提出番号8番及び9番は一体計画のため一括して説明をいたします。橋本市隅田町山内・・・他1筆、台帳地目畑、現況地目休耕地、面積・・・㎡について、本件受人はこの度本申請地を取得し、二階建て住宅を建築したいとしております。排水計画では汚水は浄化槽で集水後前面道路側溝へ放流し、雨水については自然排水により前面道路側溝へ流入となっております。この件について地元区長の同意書が添付されております。事業に要する経費は・・・円と見積もられ事業経費以上の資金証明が添付されております。隣接農地が5筆ありますがすべて同意を得ております。農業委員による意見書の確認印は釜谷委員にいただいております。本申請地の農地区分は用途地域から500メートル以内の区域内の農地であることから、第二種農地と判断されま

説明は以上であります。後ほど関係委員の追加説明を願った上で、ご審議お願いいたします。以上です。

○議長 ただいま事務局からの説明がありましたが、各地域において調査を実施していただいております、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。山田地区、佐藤委員、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 3番の佐藤です。1番の物件で譲受人の方は、隣接地に以前から山林としてもっている土地がありまして、そことあわせて資材置き場にしようという考えで、譲渡人の方から依頼されて購入したというふうな申請されたと言っておられました。

次の2番の件で、譲渡人は柏原で生活しておって、申請地自体を2年ほど休耕地みたいな形で置いてたんですけれど、どうにかならんかなあとということで相談しとったところを、駐車場を経営している譲受人がそれやったら私が管理してあげるっていう形で申請になったと聞いてます。以上です。

○議長 はい。ありがとうございます。次に応其地区、林委員、よろしくお願いいたします。

○林委員 6番の林です。3番の案件で、伊都高校の北側の線路沿いの本当に小さい道で本当にこの農地もどんどん荒れて大変な休耕地になっております。周辺に家が建ってるんですけど、もう本当に空き家になっております。1人住んでいる家があるんですが同意書をもらってるっちゆうことです。太陽光発電の譲受人に連絡したんですが、携帯に電話掛けたんですけれども不動産業をやっているとのことで、何かあれば説明に伺いということでした。これはもう代理人の行政書士が詳しく説明してもらったことから、いろいろと教えてもらったんですが何も問題ないので、農地転用の方はやってもらって大丈夫と判断しました。場所的には、第二種農地ということなのですけれども、本当にこういう場所でやるんだなって思うような農地で、農地転用に皆さん協力していただきたいと思います。以上です。

次の4番の案件について説明させていただきます。この場所なんですけれども5、6年前はハウスでキウイを作っていて、ただそれから物を作っていないハウスになっていたんですが、周辺にも住宅がたくさん建ってきてここは問題ないと思います。以上です。

○議長 はい。ありがとうございました。次に、恋野地域、中谷委員よろしくお願いいたします。

○中谷委員 4番の中谷です。譲受人は新生児が…お子さんができまして新しい家を建てたいということで譲渡人の土地を借り受けまして、使用貸借です。それで両親の隣接地に個人住宅を建てるとということでございます。問題はないかと思っております。以上です。

○議長 はい。ありがとうございました。次に紀見地区、和田委員よろしくお願いいたします。

○和田委員 はい。1番和田です。譲渡人は高齢で農業後継者もなくて、今後の農地維持管理に不安を抱えておられたというところに、譲受人は市内で電気水道工事を長らく営んでいる市指定業者の個人事業主さんでございまして、自宅の敷地が手狭ということで近くに事業用の土地を探しておられたということで、双方の利害が一致して話は

成立したという流れです。利用目的とか今後の事業継続性も妥当と認められるかと思  
います。土地の状況等については一緒に現地確認いただきました地元の嶋推進委員さ  
んの方からお願いします。

○嶋推進委員 推進委員の嶋です。和田委員と一緒に現地確認をさせていただきましたと  
ころ、なんら問題が無いように見受けられましたので、審議のほどよろしく願いま  
す。

○議長 はい。ありがとうございます。次に橋本地域、畑委員よろしく願います。

○畑委員 5番畑です。この申請はですね、譲受人の敷地が市街地にあって手狭でという  
ことで、いろいろとお寺さんの道路とかそういうのが収納する場所がなくてですね、  
新しい蔵を作るというふうな場所を探しておりましたら、昔からの檀家さんの譲渡人  
さんから申し出がありまして申請になったということです。現地を確認しましたら周  
りは住宅地で第三種農地というこでするので、農地として活用は難しいとおもいま  
すので、特に問題ないと思います。以上です。

○議長 はい。ありがとうございました。次に隅田地区、釜谷委員、よろしく願いま  
します。

○釜谷委員 はい。2番の釜谷です。8番9番の案件についてですね、譲受人の土地が県  
道の拡幅工事にぶち当たりましてここを立ち退かないかんということで、その隣にな  
ります譲渡人の田んぼを代替として使用するというこで、現地見て参りましたけど  
も、ちょうど拡幅工事の広さは譲受人の庭、半分ぐらいがかかってしまうというこ  
で、この建物を隣の土地の方に引き寄せる、二つの土地に引っ張り上げるというこ  
を確認しております。地元区長さん等皆さんがこの道の拡幅工事については、賛成し  
ておりました特に問題ない他の周りの土地の人もみんな賛成しているというこで、  
特にこれは問題ない、こう判断しました。以上です。

○議長 ありがとうございます。以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。  
これで質疑に移りたいと思います。質問、ご意見がございましたらよろしく願いま  
す。はい。廣田委員。

○廣田委員 10番の廣田でございます。あの案件1番の案件になるんですが、高野町の  
譲受人が橋本市で資材置き場を6900と900㎡も、かなりの面積を碎石や資材を置く  
というこでございますが、それに基づいて同意書や隣接農地もないというこで、  
区長や隣接同意がない理由っていうのは何でございますやろ。よろしく願います。  
地域の委員さん、どうですか。佐藤委員さん。

○佐藤委員 もうここは、荒地になってるっていうこで譲渡人の方もどないかならんか  
という形で、相手を探していたと聞いていたんですけど、そんな時に、譲受人は近く  
に土地を持っているというこで、資材置き場にしたいような形で言ってます。

○議長 ありがとうございます。私もちょっと質問してもいいですか。隣にまだ面積があ  
るっていうこになると、熱海の一件んやないんやけれども、残土っていう栗  
石とかそういう敷石っておっしゃってるんやけど残土で下に道らしきものがあるんや  
けどその心配っていうのはないんですか。

- 佐藤委員 今おっしゃられたところはちょっと2メートルぐらいの高さのブロック、コンクリートブロックでかさ上げしてあるような状態で区切りついてるんですけど。私も入れるような道なんですけれど、そこから出入りをやってるような状態でした。
- 議長 たびたび聞いて申し訳ないけども、産廃業者とは違うと思うんですけども。
- 佐藤委員 産廃業者ではないです。計画の方も、資材とかいろいろ置きたいというふうな感じなんですけれど、この一体というのは本当に平たく言えば、何にも使えるようなところではないような感じでしたけど。
- 議長 はい。ありがとうございます。
- 廣田委員 はい。廣田ですけど、ちょっと事務局さん調査してくれてると思いますんでいかがでしょうか。隣接するところは農地もないのか、その辺のことも踏まえてお願いします。
- 事務局 はい。それではご説明いたします。まず隣接する農地はございません。あと土地利用計画につきましては先ほどから残土置き場にされると違うんかというご指摘あったんですけども、申請書の中には、碎石、栗石、仮設鋼材、あと面積に比例して資材置き場の面積が非常に少ないようなイメージがあるんですけども、車両の方転場ということで申請地の真ん中を利用するというのを聞いておりますので、面積については妥当かなというふうに思っております。あと残土処分等につきましては、場合によっては保健所の判断を仰ぎながらということになるんですが現在のところ計画では入っておりませんので、審議の対象から外れると判断いたしました。あと隣接同意につきましては、地元委員からもただいまご説明ありましたが、地番については野にはなるんですが、市道挟んで隣接する菖蒲谷区へ水が流れていってしまうということになりますので、野の地域において水利組合の存在については確知できなかったんですけども、その場所から排水するところについては公共水路になっているので、問題はないかなというふうに事務局は判断をいたしました。あと、申請者の方は先ほど申しあげましたように市道を横断して菖蒲谷地区へ排水していくってことでありましたので、菖蒲谷区の区長にも連絡を取っていただいて同意ということもあったんですけども、菖蒲谷地区へは排水がされないので同意は必要ありませんというふうに回答を得たという経過書が添付されております。以上です。
- 議長 はい。ありがとうございました。質疑、他にございませんでしょうか。はい、中谷委員。
- 中谷委員 4番の中谷です。この7番の申請なんですけど宗教法人ですね、あの事務局にちょっとお尋ねしたいんですよ。宗教法人が農地を取得する場合、何か制限とかそういう事項がありましたらちょっと教えていただきたいと思います。
- 事務局 はい。ただいまの質問ですが今回の申請につきましては、現況農地なんですけれども、農地の権利を取得して、農地以外のものにする申請となりますので、5条申請となります。委員おただしの宗教法人、宗教法人法に基づく宗教法人が農地を持つ場合の3条申請になるんですけども、3条申請について宗教法人が申請の時には何らかのルールがあったような記憶あるんですがちょっと細かなちょっと資料がございませんので、また次回にでもご用意させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長 はい。よろしいですか。次回、事務局の方で返答をいただきたいと思います。他に質疑ございませんでしょうか。

(質疑なし)

質疑がありませんので、議案第4号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第4号について、本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

はい。異議なしと認め、本件は許可相当の意見を付して県知事に進達することに決定いたします。なお、提出番号1番、3番及び4番については10aを超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上、進達いたします。また、提出番号1番については、30アールを超える案件となりますので、常設審議委員会の現地調査対象となります。事務局は準備をよろしくお願いいたします。

次に、議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について、中間管理事業分を議題といたします。事務局の提案説明を求めます。

○事務局 はい。それでは議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権設定について、中間管理事業分についてご説明いたします。

今月の申請は利用権の設定につきましては、個人同士の相対の申請については申請がなく0件で、中間管理機構を通じた申請は合計6件となっております。この6件につきましては事前に委員の皆様からの意見書や申請書を確認した結果すべての案件について、基盤強化促進法第18条第3項の各号をすべて満たしており、適当だと判断しております。

申請は合計6件ありますが、代表して整理番号1番の案件についてご説明します。議案書及び位置図の中ー1ページをご覧ください。

整理番号1番について、転貸を受ける方が・・・、利用権を設定する者が・・・。利用権を設定する土地は、橋本市市脇・・・の・・・筆です。現況地目は畑、面積は合計・・・㎡となっております。利用権の種類は使用貸借で果樹園として利用いたします。利用権の期間は5年間となっております。今回利用権を設定する土地は、全部で12筆、9,352㎡となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 はい。ただいま事務局から説明がありましたが、各地域において調査を実施していただいております。追加説明があれば担当委員からお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、議案第5号に対する質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第5号について本件を承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、本件は承認することに決定いたします。次に、報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局に報告を求めます。

○事務局 はい。それでは、報告事項第1号の農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてご説明いたします。農地法第18条第6項の規定に基づく通知があるんですけれども、この通知につきましては農地を貸し借りで、貸借してる農地につき

まして、土地の所有者と土地の貸借者との間で合意があり貸借が解消された農地の通知書となっております。

それでは報告事項1番、今月通知があったのは4件となっております。整理番号1番2番につきましては戦前からの小作契約があった農地なのですが、貸借人が耕作困難となったということで、所有者の方に解約の申し出があったと伺っております。

3番につきましては今月ご審議いただきました3条申請を行うため合意解約の通知がありました。

4番につきましては利用権設定で耕作をしていたんですが、貸借人が耕作困難になったということで解約の申し出がありました。以上報告いたします。

**○事務局** はい。ありがとうございます。その他の事項に移りたいと思います。本日も出席いただいた委員の皆様から何かご意見ご質問はございませんか。

(特になし)

ないようですので、以上で本日の農業委員会に付議された議案・報告はすべて終了といたします。令和3年10月農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和3年10月8日

会 長 池田 泰子 ⑩

7 番 大西 敏夫 ⑩

8 番 田中 里美 ⑩